

滋賀県緊急事態措置の考え方

(1) 区域 滋賀県全域

(2) 期間 令和2年5月6日まで

(3) 実施内容

外出自粛の協力の要請 (特措法第45条第1項)

県民に対し、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を強く要請

その他については、基本的対処方針を踏まえ今後検討